

Ⅲ 支援の基本的姿勢

1 支援の基本的姿勢

ひとり親家庭の自立した生活のためには、親が安定した仕事に就き、家庭の生計維持ができ、子どもが心身ともに健やかに成長することが望まれますが、ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待の問題、親の疾病や障害、子どもの年齢や疾病、障害など、必ずしも安定した生活が維持できる家庭ばかりではない状況となっています。

支援にたずさわる関係者の方々へのヒアリングの中からは、ひとり親家庭に共通する課題として、死別・離別といったひとり親に至る理由の内容にかかわらず、比較的親も子ども何らかの喪失感を抱いていることが多いこと、そのため自立に向かう前のワンステップとして、自己肯定感を高め、未来を肯定的に捉えていけるような、総合的支援が必要との課題認識を多くいただきました。

そこで、施策の推進にあたっては、母子家庭や父子家庭それぞれに特有の課題やひとり親ならではの課題への対応だけでなく、生活を支える様々な子育て支援の施策の充実や、地域における子育て支援の推進などもあわせた総合的な支援につとめ、各種窓口や関係機関、支援者が相互に連携しながら支援にあたるよう、つとめていきます。

また、子どもの人権を尊重し、子どもたちがその置かれている環境に関わらず健やかに成長するよう、子どもの自立を支援する視点を大切にし、将来の貧困の連鎖を防ぐことも視野に入れ、子ども自身への支援について取組をすすめていきます。

そのため、本計画の推進にあたり、支援にあたって大切にしたい視点を「3つの視点」として、また、この5か年で重点的に取り組む内容について「5つの重点」として掲げ、取組をすすめていきます。

(1) 3つの視点

次の3つの視点を、基本的な姿勢として位置付けます。

ア 自立を支援する視点

ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援

イ 子どもの視点

子どもに届く支援、子どもの視点に立った支援

ウ 地域支援の視点

ひとり親家庭や子どもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

(2) 5つの重点

推進にあたっては、次の5つのテーマを重点課題として取り組んでいきます。令和2年国基本方針改定時の「基本的な方向性」で示された視点について、追補します。

ア 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

従来の計画でも進めてきた生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育てや心身の健康、家事などの生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます。

とりわけ母子家庭の困窮状況の課題については、女性の就労や自立支援等の面からも、個々の家庭の状況に寄り添いながら伴走型の支援をしていく取組をすすめていきます。

イ ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることや、母子・父子自立支援員の専門性の向上をはかるなどにより、窓口での相談支援や情報提供体制がワンストップで実施できる体制の構築に取り組みます。

※ 母子・父子自立支援員の主な業務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第2項に規定されています。なお、本市においては区こども家庭支援課で「母子・父子の自立支援（生活支援）業務」を担当する社会福祉職がこの役目を担うこととしています。

ウ 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない状況を改善するために、SNSなどのインターネットメディアも活用し、わかりやすく利用しやすい制度案内につとめ、積極的な情報提供に取り組みます。

エ 当事者同士の交流と支援者・地域の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、本市と支援機関・地域民間団体等が相互に連携するとともに、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で温かく見守られ、自立を目指していけるよう支援します。

オ 子どもへの支援

親との離死別やDV・児童虐待等により受ける子どもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、子ども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援や、子どもの希望を尊重したうえでの親との面会交流支援、養育費の確保支援など、子どもの視点に立った、子どもが未来へ希望を持てる支援を進めるために、離婚する当事者に対しての啓発などを実施します。

国基本方針と令和2年の改定について

平成14年3月に、母子家庭等自立支援対策大綱を発表し、児童扶養手当中心の支援から、就業支援を中心とした総合的な自立支援へと転換しました。平成15年度に5年間の基本方針を公表し、母子家庭施策の総合的な展開と自立支援計画の基本となるべき事項を示しました。

本市のひとり親家庭自立支援計画は、平成27年に公表された国基本方針に即して策定していましたが、令和2年に国基本方針の改正があり、新たに「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」「関係機関相互の協力・連携」「相談窓口において支援メニューをワンストップで提供する体制の整備」の視点が追加されました。

「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」については困難を抱えるひとり親家庭に対し、区こども家庭支援課、こども青少年局各課、ひとり親サポートよこはまのスタッフなど、支援に関わる上で丁寧に状況を聴き取り、問題解決に向け寄り添いながら支援をする取り組みをすでに行っています。

「関係機関相互の協力・連携」については、市役所・区役所の各部署の連携はもちろんのことですが、ひとり親家庭支援団体との連携協定を通じ、団体の持つ専門性の高い知識などを事業実施に反映させています。また、本市で実施予定の情報等を団体へ提供し、当事者の方々へ情報が届くようにしています。

「相談窓口において支援メニューをワンストップで提供する体制の整備」については、母子父子自立支援員の専門性を高め、窓口での相談支援や情報提供の体制がワンストップで実施できるよう、体制の構築をしています。

国基本方針の新しい視点も、本計画内でカバーできていますが、今後も国の動向や情勢変化等を注視し、状況に応じた対応を行っていきます。

伴走型の自立支援

平成29年度に今回の計画を策定するにあたり、関係者の方へのヒアリングや、素案に対する市民意見募集でも多く寄せられたのが、「“ひとり親”といっても、離別・死別・未婚など、ひとり親に至る理由も状況も様々だ」という御意見でした。

国基本方針においても、令和2年改定時に「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」という文言が明記されました。本市では、児童扶養手当の認定の手続き等で来庁されたひとり親家庭の方に、区こども家庭支援課においてご家庭の状況や困りごとを丁寧に聞き取り、求める支援を所管する窓口につないでいます。また、就労を中心とする自立支援にあたって、ひとり親サポートよこはまの就労支援員がマンツーマンで寄り添い、個々の生活の状況を伺い、自立に向けて気持ちを高めながら、よりニーズに沿った支援を行うよう取り組んでいます。

生活の不安を抱え相談される方が、未来を肯定的に捉え自立にすすめるよう、個々の状態に寄り添った伴走型の自立支援の取組を、更に強化していきます。